

第1章 都市計画マスタープラン 策定の考え方

- 第1節 都市計画マスタープラン策定の趣旨
- 第2節 都市計画マスタープランの役割
- 第3節 都市計画マスタープランの構成と内容
- 第4節 都市計画マスタープラン策定の体制
- 第5節 都市計画マスタープランの計画期間

第1節 都市計画マスタープラン策定の趣旨

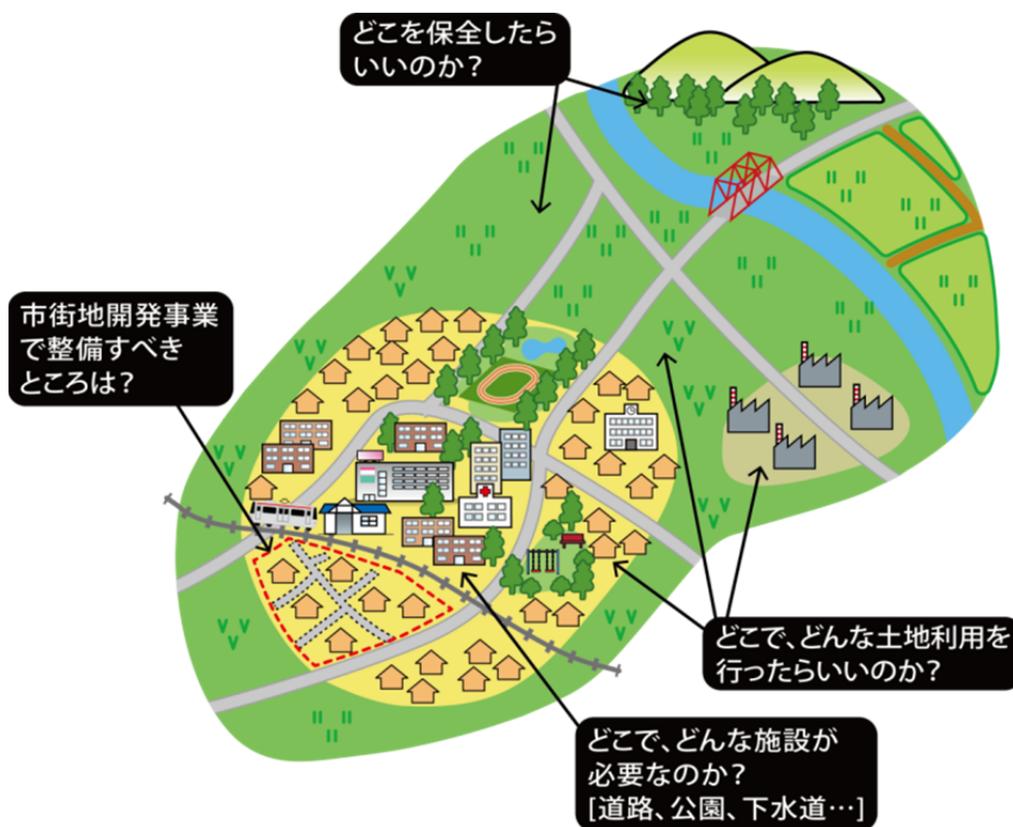
より良いまちを実現するには、長い期間を要するため、まちづくりを進めていくうえで目指すべきまちの将来像を明らかにする必要があります。

また、どのような将来像を描き、どのようなまちを目指していくのかは、市民の皆さんとともに考え、理解や協力を得ながら取り組んでいくことが大切です。

つくば市では、平成17年3月に、市民の皆さんの意見を反映しながら、「つくば市都市計画マスタープラン」を策定し、本市が目指すまちづくりビジョンを明らかにするとともに、本市の特性や地域の自然、生活そして歴史・風土をいかしたまちづくりを進めてきました。

このような中で、「つくば市都市計画マスタープラン」の策定から10年が経過し、本市を取り巻く都市構造は、つくばエクスプレスの開業やその沿線開発地区における市街地整備の進展、首都圏中央連絡自動車道の市内での供用開始等により変化を見せるとともに、人口減少社会への移行や少子高齢化の急速な進行、環境・エネルギー問題の深刻化、東日本大震災を契機とした安全・安心に対するニーズの高まり、地方分権の拡大など、社会情勢も大きく変化しており、これらの様々な課題への対応が求められています。

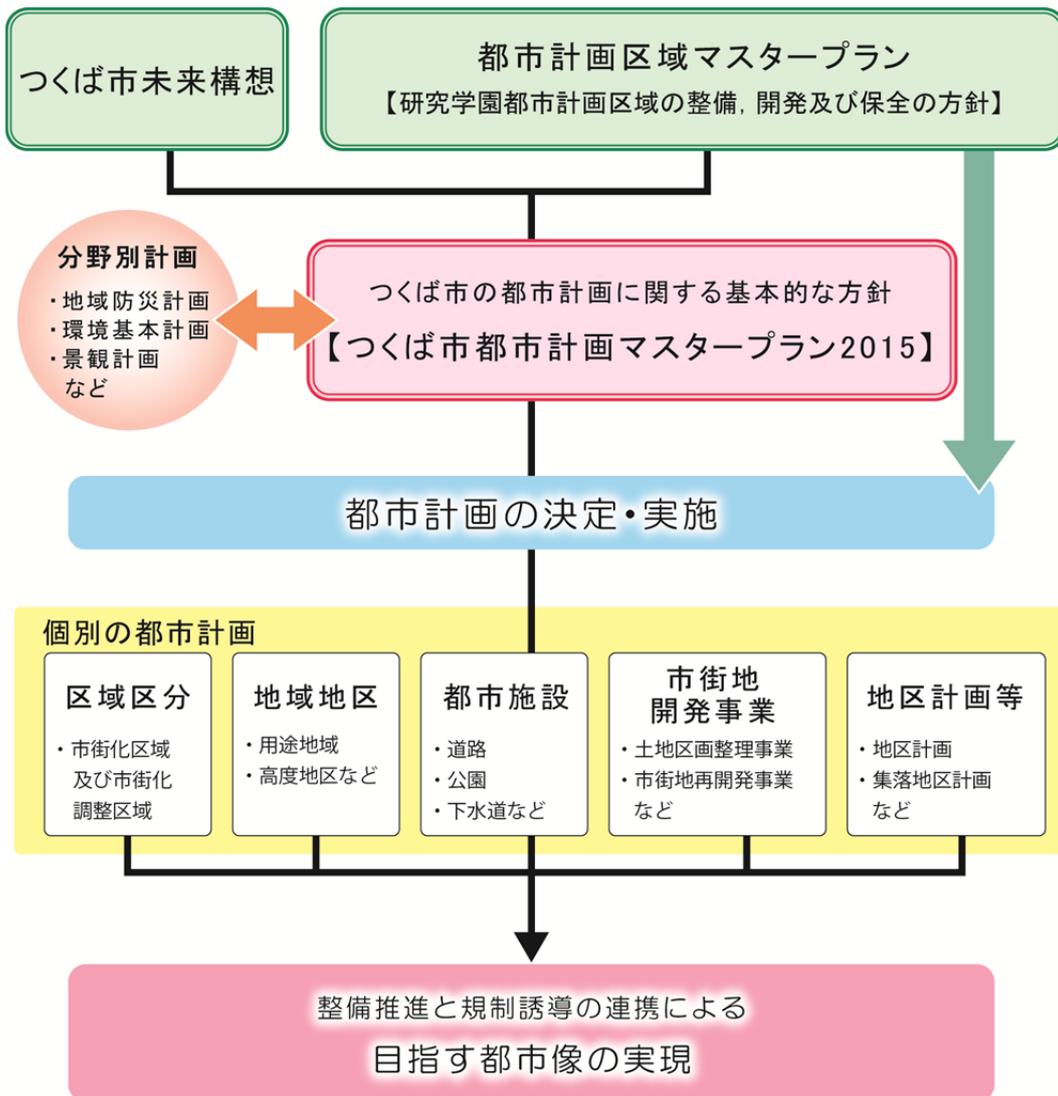
これらの変化や課題に対して的確な対応をするとともに、これまでのまちづくりを点検し、今後のまちづくりの方向性を明らかにするため、「つくば市都市計画マスタープラン2015」を新たに策定し、市民や事業所、大学、研究機関、行政等の様々な主体で共有する「まちづくりビジョン」とします。



第2節 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことをいいます。

つくば市都市計画マスタープラン2015は、市の基本的なまちづくりの指針である「つくば市未来構想」に基づき、都市計画区域の長期的な視点にたった都市の将来像である「研究学園都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」に即した内容で、つくば市における各種の都市計画を定めていくための指針となるものです。

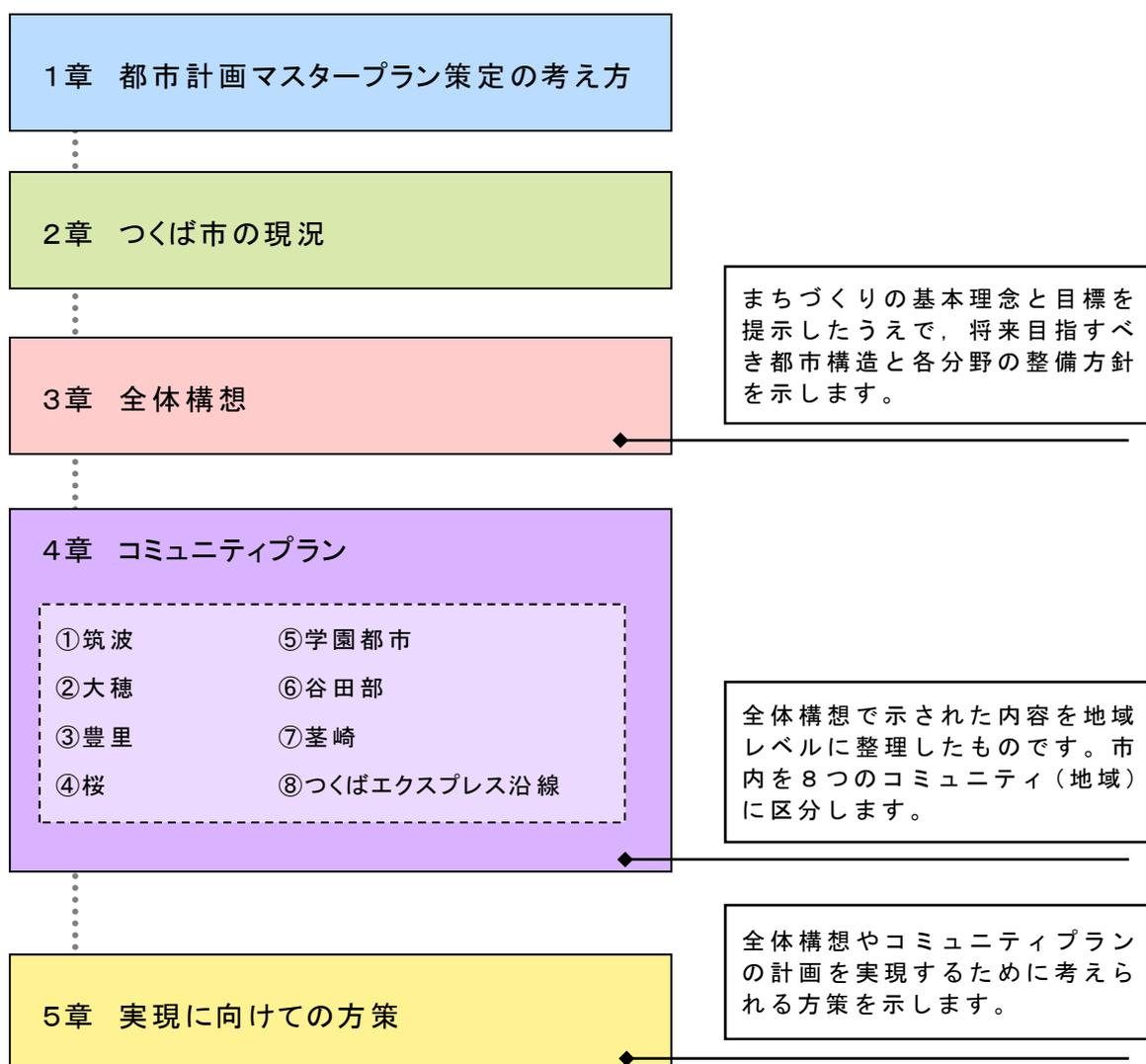


第3節 都市計画マスタープランの構成と内容

つくば市都市計画マスタープラン2015は、対象とする区域をつくば市全域とし、全体構想、コミュニティプラン、及び実現に向けての方策で構成します。

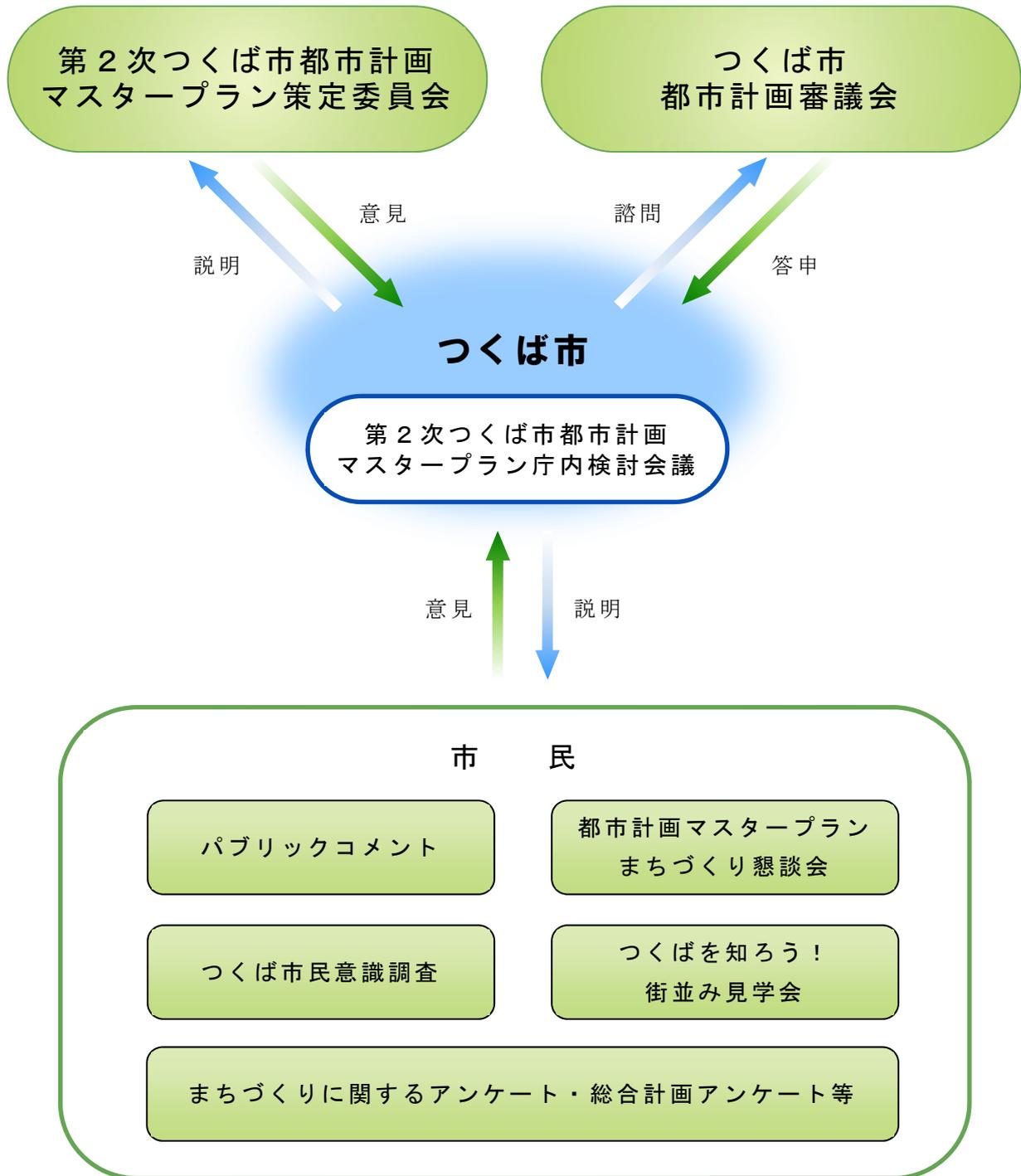
全体構想は、まちづくりの基本理念と目標を提示したうえで、将来の目指すべき都市構造を示すとともに、土地利用の方針、道路・交通の整備方針、公園・緑地の整備方針、低炭素まちづくりの方針、景観形成の方針、都市防災の方針、その他都市施設等の整備方針について示します。

コミュニティプランは、全体構想で示された内容を地域レベルに整理したものです。地域レベルの区分については、市内を8つのコミュニティ（筑波コミュニティ、大穂コミュニティ、豊里コミュニティ、桜コミュニティ、学園都市コミュニティ、谷田部コミュニティ、荃崎コミュニティ、つくばエクスプレス沿線コミュニティ）に区分します。



第4節 都市計画マスタープラン策定の体制

つくば市都市計画マスタープラン 2015 の策定にあたっては、市民意識調査や街並み見学会の実施等により市民の意見を把握し、その意見をふまえて庁内の関係課で構成される第2次つくば市都市計画マスタープラン庁内検討会議、学識経験者等で構成される第2次つくば市都市計画マスタープラン策定委員会で検討を行いました。



第5節 都市計画マスタープランの計画期間

都市計画マスタープランは、長期的な視点にたった都市計画に関する基本的な事項を明らかにするものであり、まちづくりの基本構想として機能することが求められます。

そのため、つくば市都市計画マスタープラン 2015 の計画期間は、概ね 20 年間とします。

また、本計画は、定期的に評価を行っていくとともに、社会情勢や市の状況の変化等を勘案して、見直しを図っていくこととします。

